

公 示

公示第 75 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の
休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則第15条の4第3号による「旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める場合」について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島 田 知 明

記

1. 高速バス路線（50km未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止の場合。
2. 路線の休止又は廃止について地域協議会（分科会として地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会が設置された場合は、当該会議を含む。以下同じ。）において協議が調った場合。
3. 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が直線距離で300m以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合に限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合。
4. 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合。
5. 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300m以内であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。
6. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合。
7. 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（鉄道駅を含む。）との距離が直線距離で300m以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。
8. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

附 則（平成13年12月25日公示第75号）

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成16年10月25日公示第70号）

この公示は、平成16年10月25日以降の申請から適用する。

附 則（平成18年9月19日公示第73号）

この公示は、平成18年10月1日以降の届出から適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第53号）

この公示は、平成20年7月1日以降の届出から適用する。